## 第1章 計画対象区間と計画対象期間

## 第1節 計画対象区間

本河川整備計画の策定に当たって、千葉県の利根川流域のうち、首都圏近郊整備地帯外となる下流地域を「利根川水系香取・銚子圏域」とした。

計画対象区間は、圏域内の一級河川のうち、河川法第9条第2項の規定により千葉 県知事が河川管理の一部を行う区間とする。

河川名	延長[km]	計画対象区間
与田浦川	左:15.9 右:13.6	横利根川からの分派点から常陸利根川
大須賀川	8.1	鹿之駒橋から利根川
上八間川	3.4	神崎町本宿工区用水機場付近から派川大須賀川
下八間川	3.8	派川大須賀川からの分派点から利根川
派川大須賀川	3.9	大須賀川からの分派点から利根川
小野川	5.8	香取市新市場地先堀土橋の上流無名橋から利根川
香西川	1.9	豊橋から小野川
黒部川	18.1	旭市溝原地先町道橋上流から利根川
桁沼川	3.5	東庄町羽計地先無名橋から黒部川
玉川	3.4	香取市下飯田地先無名橋から黒部川
小堀川	5.3	香取市一ノ分目地先無名橋から黒部川
清水川 (香取市)	2.8	山川橋の上流無名橋から黒部川
中川	1.3	遊仙橋上流から黒部川
高田川	2.5	銚子市三門町地先市道橋から利根川
三宅川	1.4	三宅橋から利根川
清水川 (銚子市)	1.6	市道飯沼長塚線武木田橋下流端利根川

## 第2節 計画対象期間

計画の対象期間は、概ね20年とする。

なお、計画対象期間中であっても、圏域の社会状況や自然状況、洪水による被害の 発生状況、新たな知見・技術の進捗等の変化により、適宜見直しを行うものとする。



図1-1 圏域位置図

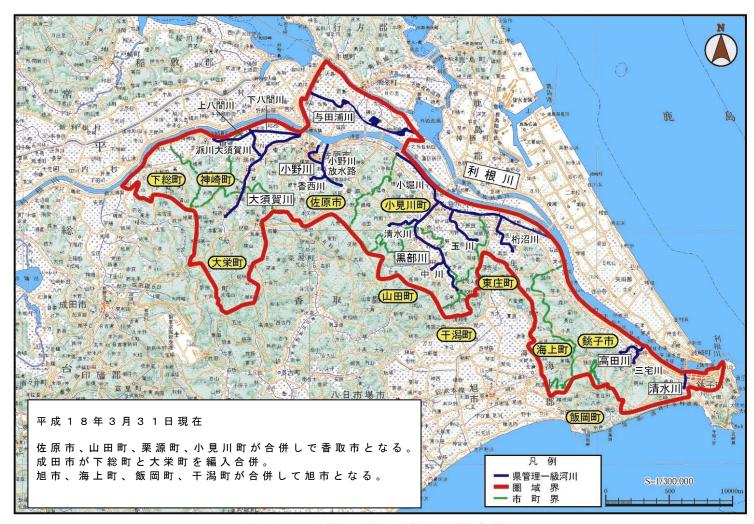


図1-2 利根川香取·銚子圏域全体図